

# CCN NEWSFLASH

## メキシコ、外国人投資家登録に提出すべき情報の変更を採択

課題番号149 2020年9月～10月 | 2020年10月20日

2020年9月4日、メキシコは、連邦官報において、外国投資登録機関(スペイン語の頭文字をとって「RNIE」)に提出する請求及び通知に使用する新たな書式を求める新しい政令を公表しました。この新しい書式は、四半期および年次のRNIE経済報告において、より詳細な情報を提供することを義務付けています。四半期経済報告書フォームの重要な変更点: - 財務諸表のコピー、及び債務者と債権者のスケジュールの提出が義務付けられました - 「投資の地理的目的地または売却の起源」という新しいフォームが義務付けられました - 「州の存在」フォームは、メキシコ国内の他の州におけるメキシコ企業の存在に関する情報を要求しています。- 新しい特定の書式では、特に、債務者及び債権者のスケジュールで要求される情報のリストを要求しており、これは、収益及び費用モジュールで報告される勘定が2千万ペソ以上の場合に必須となります。- メキシコに居住するメキシコ持株会社の全ての子会社は、資本勘定における変更の報告を要求されません。新様式では、経済活動の規模に関わらず、債務者及び/又は債権者のスケジュールを提出することが義務付けられています。- 連結報告書を提出した企業は、RNIEが発行する登録証の年次更新に関して、外国投資法第35条の要件を満たしているものとみなされ、当該連結報告書に情報が含まれている企業も同様にみなされます。また、同政令は、四半期報告書と年次経済報告書の両方について、財務諸表情報の提供方法を定めています。さらに、電子メールによる報告や通知の提出も可能であり、RNIEが電子メールで送信する承認は必要な書類を提出した有効な証拠となり、RNIE職員との面会は必要ないと定めています。上記にかかわらず、情報は物理的な形で、またはRNIEの電子プラットフォームを通じて提出することも可能です。

### コンタクト:

フロリベルト・モラレス

アソシエイト

fmorales@ccn-law.com.mx